

山本小学校・草野小学校・善導寺小学校・大橋小学校の 統合による屏水中学校区の義務教育学校新設基本計画 【案】に関する説明会



令和7年10月						
13	14	15	16	17	18	19
月	火	水	木	金	土	日
			19時 草野	19時 善導寺		
20	21	22	23	24	25	26
月	火	水	木	金	土	日
	19時 大橋			19時 山本	14時 屏水	19時 屏水

- 1 令和7年7・8月開催「久留米市立小学校の小規模化への対応に関する説明会」の概要 P1-4
- 2 屏水中学校区の義務教育学校新設基本計画【案】 P6-8
- 3 これまでのご質問・ご意見にお答えします P10-16

備考

- ① 久留米市教育委員会では、小学校小規模化への対応は児童が在籍する学級の区分にかかわらず、全ての児童に関わるものであると考えています。そのうえで、資料の作成上、国の法令等に照らして特別支援学級を含まずに記載している箇所がございますので、あらかじめご了承ください。
- ② 国が定める公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の規定等に基づき、学級編制の基準は次のとおりとされています。
 - 同学年の児童で編制する学級（通常学級）**
小学校は35人（令和7年度以降）で1学級を編制します。この人数に特別支援学級在籍者は含まれません。
 - 同学年の生徒で編制する学級（通常学級）**
中学校は令和8年度から1年生から順次35人で1学級を編制することになります。この人数に特別支援学級在籍者は含まれません。
 - 特別支援学級**
学年を問わず、障害の区分ごとに児童（生徒）8人で1学級を編制します。
 - 二の学年の児童で編制する学級（複式学級）**
通常学級において、となり合う2つの学年の児童数の合計が16人以下の場合（第1学年を含む場合は8人以下）は、1つの学級として編制します。
- ③ 令和7年7・8月開催の説明会の内容と一部重複する箇所がございますが、ご了承ください。
- ④ 学校名は、基本的に学校番号順に記載しています。

1 令和7年7・8月開催「久留米市立小学校の小規模化への対応に関する説明会」の概要



新1年生を迎える9年生
(王寺北義務教育学校HP)

「久留米市立小学校の小規模化への対応に関する説明会」の概要 ①

今後の児童数・学級数の推計（通常学級）

- R7.5.1現在 ○ 上段：学級数 下段：児童数
○ 赤色：複式学級 ○ 黄色：児童が1～2名減ると複式学級

山本小

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
7年度	1	1	1	1	1	1	6
	23	19	15	23	17	20	117
8年度	1	1	1	1	1	1	6
	28	23	19	16	23	17	126
9年度	1	1	1	1	1	1	6
	16	28	23	20	16	23	126
10年度	1	1	1	1	1	1	6
	23	16	28	24	20	16	127
11年度	1	1	1	1	1	1	6
	17	23	16	29	24	20	129
12年度	1	1	1	1	1	1	6
	23	17	23	17	29	24	133
13年度	1	1	1	1	1	1	6
	15	23	17	24	17	28	124

小規模校が継続

草野小

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
7年度	1	1	1	1	1	1	6
	5	11	12	12	14	5	59
8年度	1	1	1	1	1	1	6
	6	5	11	12	13	13	60
9年度	1	1	1	1	1	1	6
	9	6	5	11	13	13	57
10年度	1	1	1	1	1	1	6
	14	9	6	5	12	13	59
11年度	1	1	1	1	1	1	6
	10	14	9	6	5	12	56
12年度	1	1	1	1	1	1	6
	3	10	15	9	6	5	48
13年度	1	1	1	1	1	1	6
	3	3	10	15	10	6	47

複式が編制・拡大の見込み

善導寺小

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
7年度	3	2	2	3	2	3	15
	76	66	55	95	67	78	437
8年度	3	3	2	2	3	3	16
	95	85	69	61	103	73	486
9年度	3	3	3	2	2	3	16
	77	92	84	68	60	101	482
10年度	3	3	3	3	2	2	16
	78	75	91	83	67	59	453
11年度	2	3	3	3	3	2	16
	57	76	74	90	82	66	445
12年度	2	2	3	3	3	3	16
	58	55	75	73	88	80	429
13年度	2	2	2	3	3	3	15
	48	56	55	74	72	86	391

児童数は減少傾向

大橋小

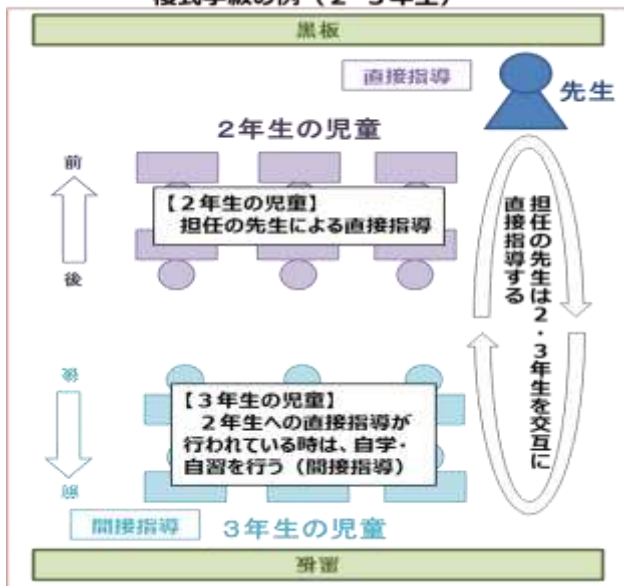
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
7年度	1	1	1	1	1	1	6
	12	4	7	10	8	10	51
8年度							
9年度							
10年度							
11年度							
12年度							
13年度							

令和8年度に統合

複式学級について

法律に基づいて、となり合う2つの学年の児童数の合計が16人以下（1年生と2年生の場合は8人以下）の場合に編制されます

複式学級の例（2・3年生）



担任による直接指導



児童による自習等

【良さ】

- ・ 学年を越えた学び合い

【課題】

- ・ 担任等による直接指導の時間が半分に
- ・ 集団による話し合いが難しい
- ・ 教室内で音や声が錯綜することがある
- ・ 固定化した人間関係
- ・ きょうだいで同じクラスになることがある
- ・ 教員の特別な指導技術が必要になる
- ・ 教頭未配置による校務処理の役割分担など

「久留米市立小学校の小規模化への対応に関する説明会」の概要 ②

義務教育学校について

設置根拠	条例	メリット	課題
修業年限	前期課程 6 年・後期課程 3 年	1 中 1 ギャップの解消 2 教育課程の特例による学習上のつまづきの抑制 3 子どもや家庭に関する情報の円滑な共有 4 中学校の学習スタイルの小学校授業への段階的・部分的導入（教科担任制等） 5 様々な異学年交流 6 小中学校の教員間の協働 7 養護教諭や事務職員の複数配置	1 運動場や体育館等の使用調整（小学校低学年が安全に遊べるスペースの確保） 2 小学校高学年の自主性の発揮機会への影響 3 中学校の生徒指導の問題が小学校に波及する可能性 4 教育課程の特例による転入や転出した児童生徒への影響 5 1 人校長の負担増加（義務教育学校の場合） 6 教員免許の制約（当分は小中どちらか一方の保有可）
学年編成	1・2・3・4・5・6・7・8・9 年生		
校長	1 人		
教職員	小中学校を合わせて一つの組織		
教員免許	原則として小学校と中学校の免許が必要（当分の間はどちらか一方の所有でも可）		

入学予定の年齢別人数（未就学児は住民基本台帳） R7.5.1現在

7年度年齢	12歳 (小6)	11歳 (小5)	10歳 (小4)	9歳 (小3)	8歳 (小2)	7歳 (小1)	6歳	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳
入学予定年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
児童数	123人	118人	154人	96人	108人	121人	132人	101人	111人	80人	77人	59人
うち)山本小	20人	21人	25人	15人	20人	23人	28人	15人	20人	14人	16人	9人
うち)草野小	6人	14人	13人	12人	11人	5人	6人	8人	12人	9人	3人	3人
うち)善導寺小	85人	74人	105人	61人	73人	80人	87人	64人	68人	49人	49人	36人
うち)大橋小	12人	9人	11人	8人	4人	13人	11人	14人	11人	8人	9人	11人

「久留米市立小学校の小規模化への対応に関する説明会」の概要 ③

屏水エリアにおける新しい学校教育

義務教育学校を屏水エリアにおける新しい学校教育として位置付け、その新設に向けて協議を開始します

- ① 急速な人口減少・少子化が進行する中、久留米市の子どもたちの状況等を踏まえると、小中連携教育の充実を図り、その手法の一つとして小中一貫教育（義務教育学校・小中一貫校）の実施を検討する必要があります。
- ② 屏水エリアにおいては、大橋小・山本小・草野小学校とも全学年でクラス替えができない小規模校となっているほか、善導寺小学校を含む学校施設の老朽化が進行し、災害リスクも見られています。
- ③ 屏水エリアの全ての小学校では、基本的に全ての児童が屏水中学校に進学することも踏まえ、大橋小学校と善導寺小学校の統合に続く次の段階として、小学校と中学校が一体となった義務教育学校を屏水エリアにおける新しい学校教育として位置付けます。
- ④ 教育内容の編成や教職員の確保が必要であり、必要な施設整備に相当の期間を要するため、早期の新設に向けて、速やかに協議を開始します。

義務教育学校の敷地について

現在の屏水中学校敷地内を予定しています

施設整備に必要となる期間の見込み

基本構想

1年程度

設計

2年程度

工事

3～4年程度



「久留米市立小学校の小規模化への対応に関する説明会」の概要 ④

日時	対象者	参加者数	主な意見
7月9日(水)	草野小保護者	26名	① 義務教育学校までのスクールバスは運行されるのか。 ② 義務教育学校はいつスタートするのか。 ③ 学童保育所は屏水中のところにできるのか。 ④ 草野小と山本小が統合することはあるのか。
① 7月25日(金) ② 7月26日(土)	草野校区にお住まいの方	① 17名 ② 10名	① 地域が統合に反対して話が進まずに、複式学級が続いていくことが一番よくない。 ② スクールバスを運行するのか。どのように運行するのか。 ③ 複式学級で授業が半分になるならば、残りの半分の保障はしてもらえるのか。 ④ 義務教育学校ができるまでの間、複式学級の回避をお願いしたい。 ⑤ 義務教育学校を屏水中の敷地に建てる場合、運動場やテニスコートは確保できるのか。 ⑥ 義務教育学校はいつスタートするのか。 ⑦ 義務教育学校になった場合、成人式はどこで行われるようになるのか。
① 7月11日(火) ② 7月14日(月)	山本小保護者	① 3名 ② 2名	① 義務教育学校の合意とは。どの段階で決定となるのか。 ② スクールバスは運行されるのか。 ③ 義務教育学校に反対ではないが、年齢幅が広い(小学校1年から中学校3年)ことによるトラブルが心配。 ④ 義務教育学校の施設はどのようなものになるのか。 ⑤ 学習内容を入れ替えた場合、転入・転出は問題ないのか。 ⑥ 義務教育学校はいつスタートするのか。
① 7月25日(金) ② 7月26日(土)	山本校区にお住まいの方	① 14名 ② 4名	① 義務教育学校が設置されるのはいつ頃か決まっているのか。 ② この地域で義務教育学校を進める理由は。 ③ 小学校と中学校が一緒になることでトラブルにはならないのか。 ④ スクールバスは運行されるのか。 ⑤ 義務教育学校になった場合、地域と学校の関係が希薄にならないようにして欲しい。
① 8月2日(土) ② 8月3日(日)	屏水中学校区にお住まいの方	① 11名 ② 9名	① 路側帯やグリーンベルトなど、安全な通学路の整備をして欲しい。 ② 義務教育学校ができるまでの間は、草野小は複式学級になるのか。 ③ 義務教育学校は新しい学校なので、教員配置を厚くして子どもたちをしっかりと見て欲しい。 ④ 小規模校の良さもあると思うが、どのように考えているのか。 ⑤ 屏水中の敷地に小学校分を建てても活動が十分にできる敷地があるのか。 ⑥ 通学距離が長くなることでの不登校が心配だが、支援等は考えてあるのか。 ⑦ スクールバスは運行されるのか。 ⑧ 義務教育学校はいつスタートするのか。体操服や制服などはどうなるのか

2 屏水中学校区の義務教育学校新設基本計画【案】



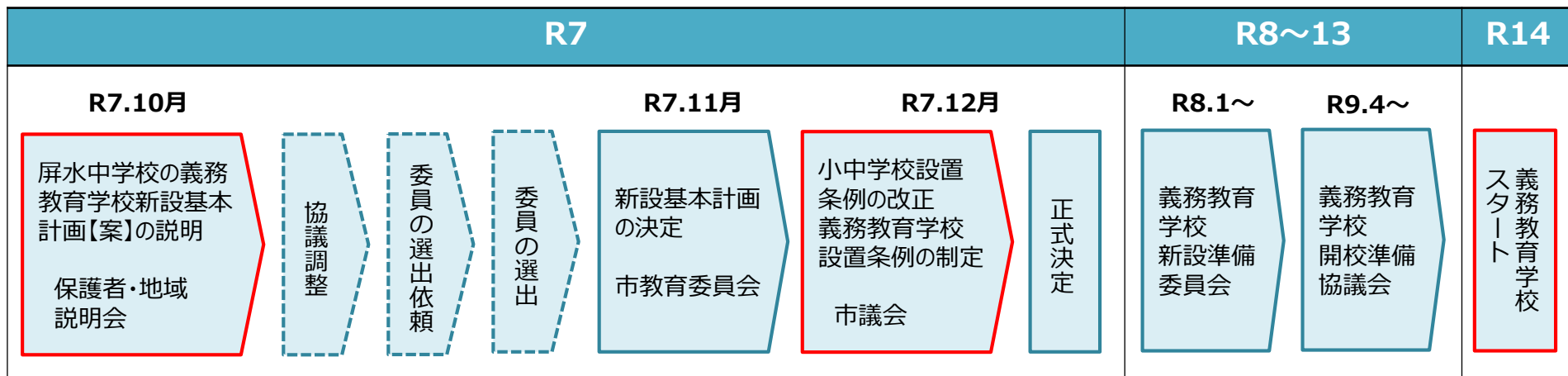
出典 呉市HP「呉市が進める小中一貫教育」

屏水中学校区の義務教育学校新設基本計画【案】①

開校時期

令和14年4月1日の開校をめざします

【参考】今後の開校までの想定



R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
基本構想	基本設計・実施設計		工事	→	→	開校

現屏水中の施設や機能を活用した小中一体型の学校とし、義務教育学校として必要な安全性の確保や財源等を考慮しながら新たに整備します。

	山本小	草野小	善導寺小	大橋小	屏水中
義務教育学校の対象校					

屏水エリアの4小学校と1中学校を統合・再編し、（仮称）屏水義務教育学校を新設します。義務教育学校は新しい学校となるため、校名・校章・校歌・校訓等を新たに定めます。

義務教育学校の設置場所

現在の屏水中学校敷地内とします（久留米市山本町耳納1069番地1）

屏水中学校区の義務教育学校新設基本計画【案】②

開校に向けた協議調整の概要

久留米市で初めてとなる義務教育学校の新設に向けて、義務教育の9年間を見通した教育課程の構築、教職員の確保と人材育成、施設整備など、多岐にわたる内容を学校・保護者・地域等と連携しながら協議調整し、準備する必要があります。

義務教育学校新設準備委員会

【想定期間】 令和8年1月～令和9年3月

【委員構成】 小中学校保護者（各校2名程度） 地域（各2名程度）
小中学校校長 市教育委員会

* 保護者・地域の委員は、推薦に基づき市教育委員会が委嘱

【開催頻度】 月1回程度の定期的な開催

* 必要に応じて複数回開催

【主な内容】 義務教育学校の基本構想
めざす子ども像、屏水エリアの特色を活かした教育目標
など

【新設準備委員会】

基本構想などの義務教育学校の基本的な事項を協議します。

【開校準備協議会】

義務教育学校の開校に向けて具体的な項目について協議調整します。

※ 委員会等の名称については仮称です



義務教育学校開校準備協議会

【想定期間】 令和9年4月～令和14年3月

【委員構成】 小中学校保護者（各3名程度） 地域（各3名程度）
小中学校校長 市教育委員会

* 保護者・地域の委員は、推薦に基づき市教育委員会が委嘱

【開催頻度】 月1回程度の定期的な開催

* 必要に応じて複数回開催

【主な内容】 義務教育学校の新設に向けて、具体的に検討が必要な事項

【義務教育学校開校に向けた主な検討内容】

- 校名・校章・校歌・校訓等の決め方の検討
- 学校施設の整備
- 学校給食
- 子どもの意見表明のワークショップ等
- 通学路の整備、スクールバス等の通学支援
- 交流事業の実施
- 学童保育所の対応
- コミュニティ・スクール
- 児童生徒に関する地域活動 など

屏水中学校区の義務教育学校新設基本計画【案】③

義務教育学校の想定規模

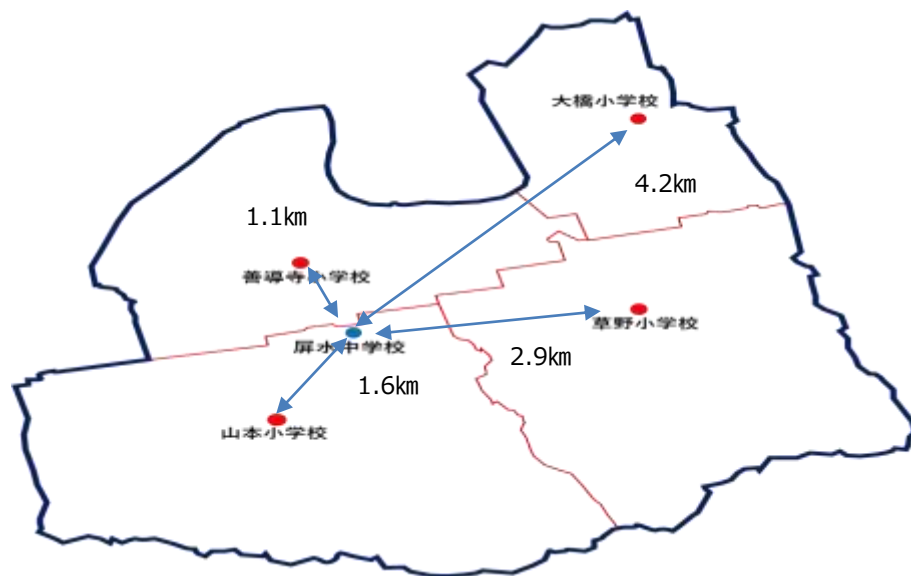
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	通常計	特支	総計
学級数	2	3	3	4	3	4	4	4	3	30	13	43
児童生徒数	59	77	80	111	101	132	121	108	96	885	60	945

(注1) 令和7年5月1日時点の入学予定の年齢別人数(未就学児は住民基本台帳)をもとに計上しています。なお、現時点で確定している令和6年度以降の人数となるため、令和13年度時点の推計となります。

(注2) 特別支援学級は、令和7年5月1日時点の障害種別・児童生徒数で推計しています。

各小学校から屏水中までの学校間の距離

地図上の距離は、直線距離ではなく実際の通学経路で計測した道のりの距離です。



開校までのよりよい教育環境の確保

- ① 多様な考えに触れることができる機会の確保や円滑な開校に向けて、小学校間交流や小中学校間交流を実施します。
- ② 開校までの間に複式学級が編制される場合は県教育委員会への教員の加配を要望します。
配置されない場合は、市教育委員会非常勤講師を配置し、複式学級を回避した形で授業を実施します。